

社会福祉法人会津美里町社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人会津美里町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長に別表1に掲げる報酬を支給する。
- (2) 役員に対しての報酬は支給しないが、法人業務を行う場合に別表2のとおり費用を弁償する。
- (3) 評議員に対しての報酬は支給しないが、法人業務を行う場合には別表3のとおり費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長に対する報酬の支給の時期は、毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規定第9条の規定に準じて支給）口座に振り込むことができる。

- 2 役員及び評議員に対する費用弁償は、理事会及び評議員会への出席など本会業務にあたった都度、現金で支給する。

(費用)

第5条 役員及び評議員が出張する場合は、本会の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(補則)

第7条 この規定の施行に関して実用な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附 則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

役 職 名	報 酬 の 額
会 長	月 額 50,000円

別表2

理 事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人業務のための出勤	3,000円

監 事

区 分	日 額
監事監査等への出席	3,000円
理事会・評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人業務のための出勤	3,000円

別表3

評 議 員

区 分	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人業務のための出勤	3,000円